

みらい環境ローン（三井住友カード㈱）

ご利用いただける方	<p>以下の条件を満たす個人または個人事業主の方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫の営業地区内に居住、勤務または営業されている方</li> <li>・申込時年齢満20歳以上65歳以下で、完済時年齢70歳未満の方</li> <li>・安定継続した収入がある方</li> <li>・給与所得者の方は同一勤務先に2年以上勤務、自営業者の方は同一事業を2年以上営業されている方</li> <li>・前年度税込年収に占める本ローンと、無担保借入金の合計の割合が60%以内の方</li> <li>・保証会社である三井住友カード㈱の保証を受けられる方</li> </ul>
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ハイブリッド車・低燃費かつ低排出ガス認定車の購入資金(新車・中古車)</li> <li>・他金融機関(信販会社等を含む)で利用している上記車種のカーローン借換資金</li> </ul> <p>ただし、以下の条件があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○三井住友カード㈱のカーローンおよび同社保証先のカーローンでないこと</li> <li>○借換対象ローンのご返済に延滞がないこと</li> <li>○当金庫のマイカーローンでないこと</li> </ul> <p>※事業資金および個人間売買は対象外です</p>
お借入金額	10万円以上500万円以内（1万円単位）
お借入期間	6か月以上6年以内（6か月単位）
お借入金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫長期プライムレートを基準とした随時変動金利となります。</li> <li>・利息は後取り方式にて計算し、約定ご返済日に元金とともにお支払いいただきます。</li> </ul> <p>※お借入金利は、お申込日の金利が適用されます。金融情勢等により当金庫長期プライムレートの変動に応じて、お借入金利は変動いたします。</p> <p>※現在のお借入金利については、窓口または当金庫ホームページでご確認ください。</p>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元金均等または元利均等毎月返済。給与所得者の方はボーナス併用(お借入金額の50%以内)もご利用いただけます。</li> <li>・毎月約定ご返済日(休業日の場合は翌営業日)に、元金および利息をお支払いいただきます。</li> </ul>
担保・保証人	<p>原則不要です。(保証会社である三井住友カード㈱が保証をいたします)</p> <p>ただし、三井住友カード㈱の審査の結果、連帯保証人が必要となる場合があります。</p>
保証料	お借入金利に含みます。
遅延損害金	<p>ご返済を遅延された場合、遅延損害金をいただきます。</p> <p>(1年365日とする日割り計算)</p>
事務手数料	融資実行時に1,000円＋消費税が必要となります。
繰上返済	<p>全部繰上返済に伴う手数料は、5,000円＋消費税が必要となります。</p> <p>※ただし、以下の場合は手数料不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部繰上返済</li> <li>・借入残高100万円以下の全部繰上返済</li> <li>・当金庫借入金による全部繰上返済</li> <li>・死亡または代位弁済による全部繰上返済</li> </ul>
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス推進</p>

<p>苦情処理措置 ・紛争解決措置 (続き)</p>	<p>部(9時～17時、電話:0120-310-708)にお申し出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス推進部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査の結果によっては、ローンご利用のご希望にそえない場合がありますので、ご了承ください。</li> <li>・店頭またはホームページで返済額のシミュレーションができます。</li> <li>・仮審査申込みは、専用フリーダイヤル・FAXからもお申しいただけます。</li> </ul>
<p>必要書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご本人であることを確認できる資料</li> <li>・所得を確認できる資料(いずれか1通) 【給与所得者】 源泉徴収票(支払者印のあるもの・写し)または所得証明書(公的機関の発行するもの・原本) 【自営業者】 確定申告書(税務署印のあるもの・写し)、納税証明書(その2・原本)、住民税決定通知書(写し)のいずれか</li> <li>・お使いみちを確認できる資料 ○見積書や注文書など (借換の場合は、返済予定表・返済用通帳をお持ちください)</li> <li>・ご印鑑(ご返済用の普通預金口座をお持ちの場合は、お届出印鑑)</li> </ul> <p>※他の必要書類等については、窓口にお問い合わせください。</p>